

「四街道市いじめ防止基本方針」（改定案）の策定に係る
四街道市青少年問題協議会の意見の概要と市の考え方

意見の概要とその意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

「市の考え方の区分」	修正	= 意見を反映し、案を修正した
	原案どおり	= 案を修正しなかった
	その他	= 感想、この案件以外の意見等

意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	国のいじめ防止基本方針では、組織のイメージが明確にされている。市の組織図のようなものがあるとわかりやすいと思う。	資料として、本市のいじめ防止対策に係る組織図を加筆します。	修正
2	いじめ撲滅キャンペーンなどの市の独自の取組について、もっとPRしてもよいのではないか。	いじめ撲滅キャンペーンに係る各学校の取組については、今後、ホームページ等で紹介してまいります。	その他
3	市立学校の保護者に配付しているいじめ防止の啓発リーフレットに「家庭環境も大切である」ということを盛り込んでいただきたい。	保護者向けの啓発リーフレットでは、家庭における子どもたちへの働きかけについて具体例を挙げて表記していますが、今後も、子どもの様子に対してアンテナを高くすること、子どもたちの自己肯定感を育む大切さ等について啓発を図ってまいります。	その他
4	第3章「四街道市における取組」の「市が実施すべき基本的事項について」（3）について、いじめの数が少なければいいのではなく、いじめを積極的に見つけ出すことが重要であるということを示した方が、市民にはわかりやすい。	学校評価及び人事評価において、いじめに関する問題に積極的に向き合う姿勢や取組が重要であると考えます。ご指摘の部分について、わかりやすい表現に修正します。	修正

5	<p>第8章「重大事態への対処」の「教育委員会または市立学校による調査」の(1)①に、児童生徒の生命、心身又は財産にプラスする形で、学習権の侵害について入れているかどうか。</p>	<p>被害児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための方策については、改定案の第4章「市立学校の取組」の「いじめを認知した場合の対応・指導について」(9)に位置付けています。また、重大事態の定義については、いじめ防止対策推進法及び国いじめ防止基本方針からの要約になっているため、原案どおりとします。</p>	<p>原案 どおり</p>
6	<p>第8章「重大事態への対処」の「教育委員会または市立学校による調査」の(5)「いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する」の部分に、「被害者側の求めに応じて」等、双方向性を盛り込んでほしい。</p>	<p>第8章「重大事態への対処」の「教育委員会または市立学校による調査」の(5)に、調査結果を教育委員会から市長に報告する際に、「いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることができる」とあるため、原案どおりとします。</p>	<p>原案 どおり</p>